

議案第 13 号

階上町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

階上町火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

階上町火入れに関する条例の一部を改正する条例

階上町火入れに関する条例(昭和 59 年階上町条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「、」を「若しくは」に改め、「乾燥注意報」の次に「が発表され、」を、「火災警報」の次に「若しくは林野火災に関する注意報」を加え、同条第 2 項中「、」を「若しくは」に改め、「乾燥注意報」の次に「が発表され、」を、「火災警報」の次に「若しくは林野火災に関する注意報」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



提案理由

八戸地域広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第 96 条第 1 項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。